

丸内 1964
4月 4.16a

3

3 在韓日本私有財産に関する日本政府の主張（ニセ・三・三外務省冒頭説明案）

一、在韓日本私有財産の法的性格は一般的には国際法の諸原則によつて律せられているが、具体的には対日平和条約第四条（特に米軍政府の命令第三十三号の關係）及び同平和条約第八条（特に同条と本件財産引渡に関する米韓協定との關係）によつて規定されている。

二、日本は米軍政府の処分が効力を認めたわけであるが、これは占領軍が国際法上適法に行つた財産の処分は、日本国はこれを有効なものとして認め、その効力について、争うことはしないという意味であり、占領軍の権限を超えた違法の処分まで合法であると認めるのではない。

三、軍令第三十三号は本件財産が軍政府に「没収」され「没収」と規定しているが、これはヘーグ陸戦法規第四十六条が占領軍に対して禁止している私有財産の没収を意味するものではない。即ちあたかも各國の敵産管理法におけるか如く、あるいは民法上の信

託の觀念の如く正當なる所有者 *rightful owner* たる泉所有者の請求權は財産の移転とは無關係に常に存続する。と領軍は没收することはできないが、管理者として敵国私有財産を処分し得るか、その対価原が果實は泉所有者に返還すべきものである。

四、米占領軍からいへる意味で所有する財産は米韓協定によつて韓国政府に移転され、日本政府は連合国に対しては平和条約第八条によつてその効力を承認している。また同条の「条約」「取極」は「平和の回復のため又はこれに關連して行う」ものであり、連合国が敗戦国との直接關係で「平和の回復のため」結ぶ「条約」「取極」を意味するから、米韓協定のような間接的なものは含まれないといふ疑問を生じ得る。何れにせよ米韓協定は米占領軍の権限全部を韓国に移譲したのではなく、同協定第五條によつて、本件財産が韓国に移管せられ、更にこれを管理する権限又は義務が移されたのである。大戦国として、更に占領軍として當然米軍の有していた処分権を大戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならばこれは明らかに國際法の原則を無視するものといわなければならない。米韓協定によつて韓国は善意の管理者たるの義務を

承認したっており、故に同協定第五條第三項は「財産の *asset*、管理及び処分から生ずる現在及び将来のすべての請求權を含むすべての責任」から米軍を免責する旨を規定し、代つて韓国がその責に任ずべきを明らかにしたのである。

五、以上の諸点からして日本政府は在韓日本私有財産については全般的に正當の泉所有者への返還を要求すると同時に米軍政府のつとした管理及び処分に關する措置並ひに韓国政府のつとした單純なる管理措置は日本側としてもその有効性を承認するものがある。